

東かがわ Pay 加盟店募集要項

東かがわ市は、市民生活への経済的支援と消費喚起を目的とし、市民による域内消費を促すほか、地域経済の活性化及び市のデジタル化の推進を図るため、市内の店舗等で利用できる東かがわマネー（以下、マネー）及びデジタル地域ポイント（以下、ポイント）を発行します。本事業の実施にあたり、東かがわ Pay を利用できる店舗（以下、加盟店）を募集します。

1 東かがわマネーについて

- 1) 名 称 東かがわ市デジタル地域マネー「東かがわマネー」
- 2) チャージ単位 1,000 円単位で可能
- 3) マネー残高上限 10 万円 ※1 回のチャージによる上限額は 4 万円
- 4) チャージ期間 令和 7 年 6 月 9 日（月）～
- 5) 利 用 期 間 令和 7 年 6 月 9 日（土）～
- 6) 利 用 単 位 加盟店にて 1 円単位で利用可能

2 デジタル地域ポイントについて

- 1) 名 称 東かがわ市コミュニティ参加型ポイント「デジタル地域ポイント」
- 2) 付 与 市が指定するボランティア活動やイベント、事業への参加で付与
- 3) ポイント交換 たまったポイントは、加盟店で 1 ポイント = 1 円で利用可能
- 4) 有 効 期 限 最終付与日から 365 日

3 東かがわマネー・ポイントの利用対象にならないもの

- 1) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 2) 公序良俗に反するもの
- 3) その他、各加盟店が指定するもの(利用者に明示すること)

4 決済方法について

決済方法については、次の手順となる。①利用者がアプリ上でマネー及びポイント画面の「読み取り」を押し、店舗に設置されている QR コードを読み取る②購入金額を入力③加盟店が金額を確認④金額に間違いがなければ、利用者が支払うボタンを押す⑤支払完了画面を確認

5 加盟店について

加盟店とは、マネー及びポイントを含む、東かがわ Pay で支払いができる店舗のことをいう。

加盟店登録は無料で、登録が完了すると、利用者が決済時に読み取るための「QRコード」や、ポスター等の販促物を事務局より送付するので、店舗の見やすい所に設置をすること。また、加盟店登録は店舗毎に登録すること。

6 売上金の振込

マネーで決済した金額に対し、加盟店には、月2回売上金の振込を行う。毎月1～15日分は月末振込、16日～月末分は翌月15日振込とする。ただし、月末及び15日が土日祝日の場合は、その翌営業日を振込日とする。

7 加盟店の要件

東かがわ市内に店舗（移動販売店舗も可）を有する個人または法人であり、次の各号のいずれにも該当しない者が応募することができる。

- 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団に関する者
- 2) 業務の内容が、公序良俗に反する営業を行う者

8 加盟店の遵守事項

- 1) 販促物等を目立つ場所に表示をすること
- 2) 本事業におけるキャンペーン情報等の周知において協力すること
- 3) 売上の詳細については、加盟店専用のWEBサイトか加盟店アプリで確認をすること。マニュアルは加盟店登録後の送付物に同封する。

9 加盟店の取消等

この募集要項に違反する行為が認められた場合、加盟店の登録を取り消す場合がある。また、不正な行為により損害金が発生したときは、請求する場合がある。

なお、遵守事項における違反行為の有無について、聞き取り調査を行う場合がある。その場合、「東かがわPay」アプリに関わらず、売上に係る資料の提出などを求める場合がある。

10 加盟店の登録について

加盟店として新規に登録しようとする店舗は、東かがわPay専用ウェブサイト内の「加盟店申込みフォーム」から必要事項を登録すること。

【加盟店申込みフォーム】 <https://higashikagawapay-form.com/>

- 1) 申込開始日：随時 ※加盟店の登録には、事務局の営業日で数日かかることがある。
- 2) 申 込 方 法：上記ウェブサイトによる電子申請
- 3) そ の 他：加盟店登録済店舗の中で、営業実態が確認できない(閉店や電話連絡等が取れない)場合は、事務局が加盟店から削除する。登録内容については、東かがわ Pay 事務局や東かがわ市総務部地域創生課と情報を共有する。

11 お問い合わせ先

東かがわ Pay 事務局

0570-07-7779（平日 9:00～17:00 土日祝及び 12/29～1/3 を除く）

令和 6 年 8 月 7 日制定

令和 7 年 5 月 1 日改定